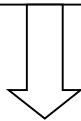
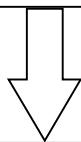


～改葬手続きのながれ～

① 『改葬許可申請書』を 長崎市役所生活衛生課 または 各地域センターで入手する。



② 『改葬許可申請書』にボールペンで記入する。(裏面参照)



③ 墓地・納骨堂使用名義者記入欄

(※申請者と異なる場合のみ記入が必要)

署名・捺印と、その記入日を書いてもらう。

改葬許可申請書	
長崎市長	
本籍	この欄をボールペンで記入し、捺印してください。
住所	
...	
...	

必ず署名、捺印をもらう
墓地・納骨堂管理者 印

必要に応じて署名、捺印をもらう
墓地・納骨堂使用名義者 印

④ 墓地・納骨堂管理者記入欄 (必ず記入が必要)

署名・捺印と、その記入日を書いてもらう。

⑤ 『改葬許可申請書』を 長崎市役所生活衛生課 に提出する。

(必要事項がすべて記入されている場合は、その場で 『改葬許可証』 を発行します。)

改葬許可証
長崎市長印

《再火葬や土葬の遺体などの火葬をする場合》
『改葬許可証』が必要です。長崎市内で火葬する場合は、「もみじ谷葬斎場(TEL:095-861-0298)」へ予約し、火葬当日、もみじ谷葬斎場へ『改葬許可証』を持参してください。
火葬後、『改葬許可証』は返却されます。

⑥ 『改葬許可証』を移転先の墓地・納骨堂管理者に渡し、お骨を納める。

※ 改葬許可証は、移転先の墓地・納骨堂管理者に必ず提出してください。

※ 改葬に関して不明な点は、生活衛生課までお問い合わせください。

※ 再火葬や土葬の遺体などの火葬を長崎市外で行う場合は、当該火葬場へお問い合わせください。

※ 分骨・散骨について不明な点がありましたら、生活衛生課へご相談ください。

問合わせ先：生活衛生課 電話番号 (095)829-1155